

規則の案の概要

1 規則の案の題名

静岡市行政不服審査法施行細則の制定について（案）

2 規則を定める根拠となる法令の条項

令和5年2月静岡市議会定例会に提出した議案（議案第55号 静岡市行政不服審査法等施行条例の一部改正について）に係る条例による改正後の静岡市行政不服審査法施行条例（平成28年静岡市条例第17号）第21条

3 制定の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正及びこれに伴う静岡市個人情報保護条例施行規則（平成17年静岡市規則第167号）の廃止に伴い、行政不服審査法の施行に関し必要な事項を定めようとするものです。

詳細につきましては、「個人情報の保護に関する制度の一元化に伴う条例又は規則の制定改廃について」（別紙2）を御覧ください。

4 規則の案の内容

- (1) 静岡市行政不服審査会又は静岡市個人情報保護審査会の委員の除斥、忌避又は回避について定めるものとします。

現在は、静岡市行政不服審査会の委員の除斥、忌避又は回避については何らの規定がないことから、現行の静岡市個人情報保護条例施行規則第25条と同様の趣旨の規定を設け、静岡市行政不服審査会又は静岡市個人情報保護審査会の委員の双方について適用することにしたいと考えています。

- (2) 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定による意見の陳述に係る手続等について定めるものとします。

現在は、静岡市行政不服審査会に対する意見の陳述については何らの規定がないことから、現行の静岡市個人情報保護条例施行規則第26条及び第27条第2項並びに静岡市個人情報保護審査会の運営に関する要綱（令和3年4月1日施行）第3条第1項及び第2項と同

様の趣旨の規定を設け、静岡市行政不服審査会又は静岡市個人情報保護審査会の双方について適用することにしたと考えています。

- (3) 静岡市個人情報保護審査会に対する弁明書等の提出について定めるものとします。

審査庁に提出された弁明書等の写しを静岡市個人情報保護審査会に提出することについて、現行の静岡市個人情報保護条例施行規則第28条と同様の趣旨の規定を設けることにしたいと考えています。

- (4) 静岡市行政不服審査会又は静岡市個人情報保護審査会がする答申について定めるものとします。

現在は、静岡市行政不服審査会がする答申については何らの規定がないことから、現行の静岡市個人情報保護条例施行規則第21条第1項及び第2項と同様の趣旨の規定を設け、静岡市行政不服審査会又は静岡市個人情報保護審査会の双方について適用することにしたと考えています。

- (5) 静岡市行政不服審査会又は静岡市個人情報保護審査会の庶務を処理する部署について定めるものとします。

現在は、静岡市行政不服審査会の庶務を処理する部署については何らの規定がないことから、現行の静岡市個人情報保護条例施行規則第24条と同様の趣旨の規定を新たに設け、静岡市行政不服審査会又は静岡市個人情報保護審査会の双方について適用することにしたと考えています。

- (6) この規則に定めるもののほか、行政不服審査法の施行に関し必要な事項について定めることができるようにします。

現行の静岡市個人情報保護条例施行規則第31条と同様の趣旨の規定を新たに設け、行政不服審査法の施行に関し必要な事項を市長が別に定めることができるようにしたいと考えています。

5 規則を施行する時期（予定）

令和5年4月